

「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設」への対応について

1 請願について

若葉町地区学校保全計画検討委員会は立川市議会へ「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設に関する請願」（請願第1号）を提出した。また、若葉町教育問題連絡会が「若葉町地区の2つの小学校に関する請願」（請願第2号）を市議会へ提出した。平成27年3月議会最終日の本会議で採決され、請願第1号は採択、請願第2号は不採択となった。

2 市の基本方針について

「保全計画」は計画期間内においても社会情勢の変化に対応しつつ、5年ごとに見直しを行い計画の実効性を確実にするものであり、また実施段階においても議会の動向、地域からの要請、財政面など諸条件を考慮し計画を見直す場合があることを議会で説明している。

今回はけやき台小の大規模改修（平成28年度）の設計実施段階で地域住民から請願が出され議会で採択されたことを受け、「保全計画」の中で大規模改修時期が近接しているけやき台小学校と若葉小学校の保全計画を見直し、学校の統廃合と新学校建設について改めて方針を決定すべく庁内で検討を行うものである。

3 学校統廃合と学校建替えの課題の整理

請願第1号の議会での採択を受け、2校の統廃合と校舎の建替えについて庁内検討委員会で検討し課題を整理する。請願第1号は学校統合（統廃合）と学校建替えを同時期に求める請願となるが、学校統廃合と学校建替えについては、それぞれ別に課題を整理する必要がある。また、検討における基本的な考え方は次のとおりとなる。

1) 検討における基本的な考え方

- ・児童の教育条件の改善の観点を中心とする。
- ・安全・安心な教育環境を提供する。
- ・今後の少子・高齢化社会を見据えた対応を図る。

2) 学校統廃合の課題と視点

- ・児童数及び学級数の推移と就学予定者数推計
- ・人口減を見据えた教育の新しい展開
- ・児童の安全・安心な教育環境の確保（けやき台小学校の当面の改修を含む）

3) 学校建替えの課題と視点

- ・建築上の制約条件の整理
- ・建築スケジュールの策定
- ・財源計画の策定

4) 議会及び市民対応（コンセンサスの形成）

- ・議会対応
- ・市民への説明

4 庁内検討委員会

平成 27 年 4 月に「立川市立小学校統合及び新学校建設庁内検討委員会」を設置し、学校統廃合と学校建替えについての課題を整理している。庁内検討委員会は次の職員により構成される。総合政策部長（副委員長）、行政管理部長、財務部長、教育部長（委員長）、企画政策課長、行政経営課長、施設課長、財政課長、教育総務課長、学務課長、指導課長、教育支援課長（12 名）。

5 平成 27 年度スケジュール（案）

区分	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
庁内検討委員会	庁内検討					
総合教育会議	経過報告	方針協議			説明会報告	
立川市	経過報告	方針協議・決定			説明会報告	
教育委員会	経過報告	方針協議・決定			説明会報告	
市議会		進捗報告	方針報告		説明会報告	
地域説明会					方針説明	
けやき台小関連			補正予算		校舎の老朽度等調査	

6 総合教育会議、立川市、教育委員会、議会等の役割

区分	役割
庁内検討委員会	学校統廃合と新学校建設について課題を整理し「方針案」を作成する。
総合教育会議	庁内検討委員会からの「方針案」に基づき方針について協議・調整を図る。「学校規模の適正化や適正配置に関する検討は教育委員会と首長との緊密な連携の下で進めることが必要。」（文部科学省手引）
立川市	「総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行する。」（文部科学省通知） 庁内検討委員会からの方針案を協議し、学校統廃合、新学校建設の予算に関する事項や保全計画のスケジュール等について決定する。
教育委員会	教育委員会の職務権限として「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条 1 項に定められている。市長部局と調整を図り、学校統廃合と新学校建設について教育委員会で協議し最終的な決定を行う。
市議会	学校統廃合と新学校建設が決定した場合は、「立川市立学校設置条例の一部を改正する条例」について審議を行う。